

1. 件名：検査制度の運用に関する日本原子力研究開発機構等との面談
2. 日時：令和2年6月25日（木）13：30～17：00
3. 場所：原子力規制庁 2階打ち合わせテーブル（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設等監視部門

熊谷統括監視指導官、栗崎管理官補佐、山本主任監視指導官、木村主任監視指導官、伊藤課長補佐、関主任監視指導官、小野原子力運転検査官

専門検査部門 大東首席原子力専門検査官、千葉管理官補佐

敦賀原子力規制事務所 白井所長

福井地域原子力規制総括調整官事務所 西村地域原子力規制総括調整官(福井担当)

日本原燃株式会社 安全・品質本部 部長 他24名

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所臨界ホット試験技術部 次長 他14名

三菱原子燃料株式会社 安全・品質保証部 副部長 他2名

原子燃料工業株式会社 品質・安全管理室 グループ長 他4名

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 保安全管理部保安全管理課課長 他3名

東京大学大学院 工学系研究科 原子力専攻 原子炉管理部長 他2名

東京都市大学 原子力研究所 原子炉施設管理室長 他1名

立教大学 原子力研究所 所長 他3名

東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所 原子炉主任技術者 他3名

株式会社日立製作所 原子力統括本部 王禅寺センタ長 他3名

近畿大学 原子力研究所 原子炉主任技術者代行者 他1名

京都大学 複合原子力科学研究所 他3名

公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター安全管理課長代理 他3名

ニュークリア・ディベロップメント株式会社 取締役 他14名

リサイクル燃料貯蔵株式会社 品質保証部部長 他3名

公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター 東海検査部長 他1名

5. 要旨

- (1) 原子力規制庁から、配布資料(1)から(3)を用いて2020年4月から施行された規則類において特に注意すべき箇所を説明した。
- (2) 原子力規制庁から、施設管理における一定の期間について、例えば試験炉において

は規則で求める12ヶ月以上設備が維持できるような施設管理計画（定期事業者検査の計画を含む）を立てる必要があることを説明した。また、規則では定期事業者検査は12ヶ月を超えない時期に行うこととされていることを伝えた。

- (3) 核燃料施設の設置者（以下「設置者」という。）から、廃止措置中の施設においても施設管理目標を定める必要があるのか、定期事業者検査は保安規定が認可された以降開始するものなのかなど問い合わせがあり、考え方を後日回答すると伝えた。
- (4) 原子力規制庁から、環境放射線モニタリングの実施について、保安規定の審査基準に追加されたことを説明したところ、複数の事業者からリスクの低い施設においても必要なかとの問い合わせがあり、考え方を整理し後日回答すると伝えた。
- (5) また、設置者から、施設管理の実施状況の記録が追加になり、内容的にどのようなものを残せばよいか質問があり、原子力規制庁より設置者から案の提示を求めた。
- (6) 原子力規制庁から、配布資料（5）を用いて、施設管理の運用について説明を行った。核燃料施設においては、様々な施設が存在するため、施設の規模に応じた施設管理となることなどを説明した。また、施設管理における重要度の高いシステムを決めるにあたっては、各施設において重要度が高い設備を選定すること、システムとはグループで設備の数が少ない施設では必ずしも複数の設備でなくともよいことなどを説明した。
- (6) JAEAから、配布資料（6）を用いて、JAEAで実施している施設管理の実施例の紹介がなされ、他の設置者と意見交換を行った。
- (7) 原子力規制庁から、月1回のペースで規則及び運用に関して情報共有を行うための面談を実施する予定であるため協力をお願いしたい旨、伝えた。

6. 配布資料

- (1) 核燃料物質の加工の事業に関する規則（原子力規制庁資料）
- (2) 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（原子力規制庁資料）
- (3) 核燃料物質の使用等に関する規則（原子力規制庁資料）
- (4) 施設管理について（原子力規制庁資料）
- (5) 核燃料施設等における新検査制度の運用改善に関する合同面談（JAEA資料）